

直轄事業制度の見直しに関する特別決議

直轄事業負担金については、国道事務所等の恒久的な庁舎の改修費が含まれているなど地方として納得できない実態が明らかになる中、国に対し内訳明細の情報開示を速やかに行うことを強く求めてきた。

先月末、平成20年度分の負担金の内訳が示されたが、具体的な算定方法や考え方が明確になっておらず、地方が求めている内容に至っていない。

今後、地方自治体が住民への説明責任を果たせず、負担金の支払いができない重大な事態を招くことがないように、国は全国知事会や各都道府県の求めに応じて、さらに負担金の内訳等の情報開示を行う必要がある。

その上で、直轄事業制度の見直しに向けて、継続的に地方との協議を実施し、以下の点について取り組まれることを強く求める。

- 1 速やかに、退職手当や恒久的な庁舎・職員宿舎の建築・維持修繕費等を除外するなど、地方負担金の対象範囲・基準の見直しを行うこと
- 2 事業採択・実施等に際し地方の意見が反映される制度の創設など、現行制度を早急に改革すること
その際は、インフラ整備が遅れている地域において、着実に事業が実施されるよう配慮すること
- 3 維持管理負担金については、本来、その管理水準を決定する管理者である国が負担すべきであり、来年度から廃止すること

- 4 地方分権や責任の明確化の観点から、地方へ権限と財源を一体的に移譲した上で地方が担う事業を拡大し、最終的には国が担う事業に係る地方の負担金は廃止すること

平成 21 年 6 月

九州地方知事会

会長 長崎県知事 金子 原二郎

副会長 佐賀県知事 古川 康

福岡県知事 麻生 渡

熊本県知事 蒲島 郁夫

大分県知事 広瀬 勝貞

宮崎県知事 東国原 英夫

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

沖縄県知事 仲井 眞弘 多

山口県知事 二井 関 成

直轄事業制度の見直しに関する特別決議

平成 21 年 6 月

九 州 地 方 知 事 会